

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

(社福) 岩手県社会福祉協議会

②施設名等

名称： 一関藤の園

種別： 児童養護施設

施設長氏名： マウエル・クリスタ

定員： 51名（マリアホーム6名含む）

所在地： 岩手県一関市山目字館2番地5

T E L : 0191-23-1544

③実施調査日

平成26年10月20日（月）平成26年11月19日（水）～ 11月20日（木）

④総評

◇特に評価が高い点

○PDCAを基本とした組織運営の取組

本施設における第三者評価の受審は、平成22年度と平成25年度に引き続き今回で5回目であり、サービスの質の向上や施設運営の充実に取り組む姿勢が強く感じられる。また、自己評価や改善に向けた取組みについても、全職員によるアンケート調査で未達成事項や課題の抽出を行い、全職員が分担して参画するサービス評価検討会議でさらに煮詰め、その結果を全体会議で評価・分析しながら改善策を構築している。このように、第三者評価タイムスケジュールに基づいて計画的に取り組んでいることや、課題解決の過程を詳細な資料にまとめ可視化しながら取り組んでいることが評価できる。資料等の整備状況からも取組みのレベルの高さが感じられた。

また、施設の運営方針や基本方針及び事業計画について、前回の受審結果を受けよりユニットに対応した内容にするため全面的な見直しを行うとともに、児童養護運営指針や目的及び社会的養護の使命を明確にしている。また、新たに家庭的養護推進計画を作成し、施設の小規模化や地域分散化に向けた計画を明確に打ち出していることも評価できる。併せて、次年度からの計画を先行し、6つのユニットを小規模グループホームに転換して、大幅な運営費を確保できたことも評価される。

◇改善が求められる点

○ アセスメントの実施と自立支援計画への連動
 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。児童自立支援計画策定マニュアルにより、4月と10月に全職員の参画で自立支援会議を開催し、自立支援計画票の内容について合議されている。アセスメントは、岩手県児童養護施設協議会の作成試行中のシートを活用しているが、自立支援計画票との連動性を読み取ることが出来ない。また、自立支援会議で検討された内容が個別のケース記録に反映されていない。年齢に配慮したアセスメントの時期や内容など、アセスメントの施設での考え方な定義を整理し、アセスメントの手順を再検討とアセスメントと自立支援計画の位置づけの整理を行い、連動したものの策定が望まれる。

⑤ 第三者評価結果に対する施設のコメント

私たちは、子どもたちが安心・安全に暮らすことができ、子どもたちが持っている本来の能力や可能性を最大限に発揮できるような養育を目指しています。平成25年7月からは、大舎制から小規模グループでの養育形態となり、子どもたちとの個別的な関係を重視しながら養育力・支援力の充実に取り組んでいます。今後も小規模グループによる養育を充実させ家庭的養護の質を高めていきたいと考えています。

今般の第三者評価の受審結果では、アセスメントの実施方法と自立支援計画への反映やその評価など、いくつかの課題が挙げられました。今後は、その課題解決に向けて職員一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

また、小規模グループでの養育は、職員の負担が増すとともに職員の質が求められることから職員体制を整備し職員教育にも力を入れていきたいと考えています。

児童養護施設は、措置制度であることから子どもたちが自由に施設を選ぶことはできません。それゆえに、私たちは子どもたちの意向を尊重し子どもたちの最善の利益に沿った養育を実施しているのか、絶えず検証していかなければならないと考えています。

今回の受審結果を真摯に受け止め、今後とも子どもの最善の利益を念頭に福祉サービスの向上に努めてまいります。

⑥ 第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、子どもを理解している。	a
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
⑤	秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a

（特に評価が高い点、改善が求められる点）

1-(1)-① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、子どもを理解している。子どもの日々の行動の背景を理解する取り組みは、朝の朝会、ケース会議、ユニット会議、連絡ノートを通して行われている。

課題としていた、ばらばらになっていた各マニュアルを26年度に1冊の養育指針としてまとめ上げた、養育指針の内容は養育の理念、基本方針養護目標から標準的マニュアルまで養育の在り方を網羅している。1日の生活の中での子どもの表出する言動は手書きの連絡ノートで引継ぎされその時々により何が起きているか理解に努めている。朝会や朝会日誌、ケース記録からも確認できる。

1-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。大舎制から、ユニット制ケアになり1年が経過し、居室はユニットごとに特色があり、家庭的な雰囲気を感じられるようになった。また、職員との関係性も深まり、触れ合う時間も多く、ホーム会議において、職員・子どもで各ユニットで話し合いを持ち色々な行事も実施されている。小さい子どもたちの就寝後に中高生との時間や個別の関わりを持つ時間として何気ない日常の中で自然な養育支援が実施されている。誕生日には、担当との外食を計画し個別の時間を保障している。また、担当の職員には一定の裁量権があり、柔軟に対応できるようになっている。

1-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。ユニットケアになり、職員と子ども関係は身近になっている。職員は見守るという姿勢を大切にしていることが、手書きのノートに記録されている。子どもの自主性を大切にしながら日々の養育にあたっている。子どもの自主性については、子どもたちの自治会の中で、ルール決めや行事の企画等を行い、職員は見守るという立場としている。しかしユニットが5名から8名になり常時1名の職員が養育にあたっているものの、一般の家庭と比べて子どもの数は多いといえる。緊急の場合は、他のユニットや給食棟からの応援、パート職員が補助に入ることとなっているが十分とはいえない。

1-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。幼児は幼稚園に就園しており、園内での保育は保育計画を作成して実施されており、地域の子育て広場等も利用し地域の子どもや親との交流も図っている。年長の子どもたちは、図書室での読書や体育館、砂場等の園庭遊具の利用している。また、パソコンは施設で1台を整備し使用時の決まりの中で使用している。テレビやDVも子どもたちが決まりを決め視聴している。特別支援を必要とする児童については、学校等と協議しながら特別支援教育を受ける機会を保障している。「ことばの教室」なども利用している。ボランティアによる夏キャンプなどもあり積極的に参加している。

1-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。基本的な生活習慣については、入所時に「入所のしおり」で説明している。子供達は、民区行事やスポ少活動に参加したり、子どもたちで組織される自治会において、地域への参加や行事の立案等が話し合われている。施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場としてホーム会議、学年毎の自治会で取り組まれている。今年度で作成した「養育指針」の子ども主体の「生活のしおり」的な資料を通して、職員と子どもが互いに施設生活をより良く創造できる工夫も考えられる。

(2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
(3) 衣生活		
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
②	子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活		
①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。茶碗やはし、コップなど個人のものを用意されている。ユニットになりできる限り家庭に近い環境での食事を心がけ、部活等で遅くなった子供の食事も適温で食べられるようにしている。給食棟から応援も得られるようになってきている。子どもとは食事の時間が一日の出来事を話すコミュニケーションの場となっている。前回は取り組みなかった、なべ物やたこ焼きなども作ったり、子どもが自主的に手伝ったりするとの説明があった。施設外での食事については、誕生日外食を実施し、職員との時間を持ったりユニットの全員と出かけたりしている。来客もまねき、ボランティアと一緒に食事をしたりしている。

1-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。アンケートが定期的に行われている。食物アレルギーや偏食等についての有無の確認している。子どもの健康管理票と成長曲線のグラフにより、子どもの健康管理に配慮している。前回はなかなか取り組みなかった、食材の買い物や調理をする機会を設けている。献立も栄養の偏りが無いよう計算され、嫌いなものは小さく切って1口でも食べられるよう配慮している。

1-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。食事マナーについてはハンバーグやホットケーキ、和食での箸やお茶碗の持ち方も指導している。ホテルでの食事マナーについては今年度は行われていないが、協力を依頼する予定。また、年間の食育計画が作成され、「食」に関する様々な知識を学ばせている。今回調味料や調理器具のクイズを模したアンケートは特徴的取組といえる。食育計画に目標がかがげられているが今後は園としての食育に関する基本的な考え方を示し、食育に関する様々な取組が基本に則って実施されるよう、もう一つ上の段階に期待したい。

1-(3)-① 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。食事マナーについてはハンバーグやホットケーキ、和食での箸やお茶碗の持ち方も指導している。ホテルでの食事マナーについては今年度は行われていないが、協力を依頼する予定。また、年間の食育計画が作成され、「食」に関する様々な知識を学ばせている。今回調味料や調理器具のクイズを模したアンケートは特徴的取組といえる。食育計画に目標がかがげられているが今後は園としての食育に関する基本的な考え方を示し、食育に関する様々な取組が基本に則って実施されるよう、もう一つ上の段階に期待したい。

1-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。登校時等に服装の確認をしその日の天気等に合わせた衣服を着るように指導している。ユニットごとの被服費の予算を決め中高生は自分の好みの衣服を購入し自己表現が出来ている。おり、子どもの中にはリサイクルショップを活用したりと上手におしゃれを楽しんでいるとの説明があった。各児の収納スペースが確保され、乾いた洗濯物は一人一人のかごに畳んで入れてあり、他者の服が混ざらないようにしている。中学生以上になるとお裁縫箱も個人で所有していることから、補修も自分でできるよう指導がなされている。自分でアイロンがけもできるようにしている。

1-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。土曜日の朝食後に子どもと職員と一緒に掃除をしている。個室は基本自分で掃除をするようにしているが、自主的に整美することを促し、難しい子どもについては、本人と話し合いながら一緒に行うなどの支援を行っている。新しいせいもあるが、各ユニットは整理整頓されており、園舎内をはじめ敷地内もきれいに清掃されている。

1-(4)-② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。ユニットとなり5名から8名の子どもたちが一つのユニットで生活している。ユニットの子どもの数は少し多いと思われる。テーブルが2台並べられている。1ユニット5名から6名の小集団が望ましいと思われるが、ショート、トワイライトの子どもの受け入れも行っているため、10名程度になることもある。中高生は個室で小学生以下は量の部屋となっているが数名の小学生も個室を使用している。途中からの入所になると個室を使えない場合もある。その場合も、部屋の変更は行わず入れ替え時まで待つてもらうことになっている。リビングには子どもの作品や記念の写りが飾られて、学校の予定等も貼られ、家庭的な温かみを感じられる。

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
(6) 性に関する教育		
①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。感染症委員会が中心となり子どもたちの健康について年齢に応じて自己管理できるように支援し、うがい手洗いも徹底し、帰宅後すぐにお風呂が使えるようになっている。入所しおりの中で健康についての説明も行っている。職員は養育指針及び標準業務マニュアルに沿って基本的な生活習慣を含めて身体の自己管理が出来るように支援している。夜尿のある子どもについては、自分でできるよう声掛けしたり、常に寝具や衣類が清潔に保てるようにしている。寝具点検・整備はホームごとに定期的実施され、シーツ・枕カバーも洗濯されている。理美容に関しては必要なときに自主的に行くことになっている。

1-(5)-② 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。健康マニュアルや感染症、服薬マニュアルが整備され、看護師が子どもの健康管理や医療機関との窓口になっている。通院の付添も行っている。毎日の検温から子どもの平熱が把握されており、個々の健康状態を把握している。服薬等に対しても自分で管理できるものと職員管理とに分け、服薬チェックリストも作成し、誤訳や飲み忘れがないよう複数でチェックしている。

1-(6)-① 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。性教育委員会を設置して「生と性を考える」をテーマに性教育が実施されている。性教育委員会事業計画を作成し、小学生、中学生、男子女子と分け、助産師による子どもと職員への講話等を行っている。乳児院訪問は継続的に実施している。また、縦割り、男女混合のユニット構成により思いやりの心を育てるような取組がなされている。CAP (CAPとはChild Assault Prevention (子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもので、こどもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム)のワークショップは今年から実施を始めたところである。今後研修が定着し、子どもへの浸透を期待したい。

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	a
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。幼児にはイラストやシール、自分で描いた絵を貼りつけるなどして自分のものと分かるようにしている。自分のものは保管できるスペースがあり個人のものとして保管している。お茶碗や箸は自分用が用意されている。ユニットになり他児のと混ざるといふこともなくなり記名などもしなくてよくなった。洗濯も自分のものは自分で選択できるようになっている。また、個別の洗濯物ものかごが用意されて、自分用の体操服が個別にされている。ロッカーにはシールが張られており、個別性に配慮されている。

1-(7)-② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。子ども一人一人のアルバムが用意されている。アルバムには一コマごとに、コメントが書かれており、誕生日に1年間のアルバムを作り渡すようにしている。ユニットにも全体のアルバムが用意されて、子どもが振り返りたい時にや、ユニットでのコミュニケーションのツールとなっていことが説明された。個人用はいつでも見ることができるよう本人所有としている。小さい子供のアルバムには本人のいたずら書きも見られたがそれもまた思い出となると思われる。子どもが施設を退所する時には、職員の寄せ書きをした成長記録（アルバム）が手渡されている。家庭から来た子どものものは、入所時から始まっている。

1-(8)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。各ホームの会議や自治会等で行事や決まりについて話し合いも持っている。自分たちで企画し実施している行事もあり、自主的に取り組んでいる。行事への参加は子どもたちの自主性に委ねているがほとんどが参加している。

1-(8)-② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。休日は部屋の掃除後は自由に過ごしている。子どもたちは外遊びや買い物、アルバイト、部活動やスポーツ少年団活動など自由に過ごせるよう配慮されている。図書室にはマンガ本もあり子どもたちの希望を聞きながら揃えている。パソコンも1台購入されルールを決め、交代で利用している。テレビやビデオ等も各ユニットに備えられ録画して視聴したりしている。

1-(8)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。入所児童のこづかいに関する取り扱いマニュアルが策定され指導されている。子どもたちは小遣い帳をつけ、使った日に精算をおこなっている。レシートを貼り、金種表を記入し残高の確認をして担当職員に渡すこととなっている。支援が必要な子どもに対しては職員が指導している。毎月の小遣いを貯めて欲しいものを買ったり貯金する子どももいる。買い物に行った際は同じ商品が各店で違ったりすることを体験させ、節約や経済観念が身につくようにしている。また、自立生活訓練実施要綱を作成して退所を控えた高校3年生等を対象に一定の生活費の範囲で生活する体験を実施している。今年は3名が体験し1食300円で食事を作るなどよい機会となっている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1-(9)-① 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。小学生については、担当職員がリビングで宿題や翌日の真準備を支援、習慣づけのできていない子どもについて、まず椅子にじっと座っていることから訓練をはじめたケースが紹介された。学校とはケースに応じ特別支援の必要性について協議を持っている。中高生は本人の自主性に任せているが個々に応じた学習支援を行っている。学習場所は小学生はリビング等、中高生は個室や図書室などで勉強できるようにしている。また、通塾の支援を行っており現在1名が塾に通っている。学習支援のボランティアは2名うち英会話のボランティアが1名となっている。。公立校3名、私立高2名、特別支援2名となっている。今後は地域の特性もあるがより多くの学習ボランティアの協力を得られる取り組みに期待したい。

1-(9)-② 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。進路支援マニュアルが用意されている。中学から始めていた進路支援について、遅すぎるとの思いから、意識づけのため、子どもに目的や夢を持たせることで、早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援に取り組み始めた。進路支援マニュアルに沿って支援を行っている。特別支援の子どもについては学校、児相、障害者就業・生活支援センターと協働して自立へ繋げている。動物看護師を目指しているケースや高専を今年卒業するケースが紹介された。14歳のハローワークも活用されている。

1-(9)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。スーパー、レストランのアルバイト(現在高校生3名)を含め、職場実習計画書に基づいた保育所の職場実習などの取組のケースがあるが、小中学校でキャリア教育に力を入れており、部活等で時間が取れない子どももいることから積極的には実施していないとの説明があった。職場実習に対する実施規程は特に設けていない。今後は実習先や体験先の開拓を積極的に行うことにより、各種の資格取得についても子ども自身が知る機会の拡大や就職ガイダンスへの参加などより積極的な取り組みに期待したい。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者 評価結果
①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
②	施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
(11) 心理的ケア		
①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

1-(10)-① 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。タイムアウト法(自分を落ち着かせることのできる安全な状況を作る方法)及びピューセラピックホールド(パニックになった利用者の安全を確保するための危機介入の技法)について職員研修が実施されている。施設内でタイムアウトをとれる支援体制や、児童相談所や警察などによる対応を依頼する体制など仕組みがある。しかし子どもの問題行動に対してのマニュアルは安全委員会マニュアルとなっている。子どもの問題行動が引き起こされた時も、その都度ケース会議などで対応しているが問題行動を引き起こした背景や周りへの配慮は十分とは言えない。

1-(10)-② 養育指針に沿って対応が行われ、子供向けの子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいるが、十分でない。子ども対象のCAPのワークショップ(26年度から実施)・児童処遇の適正確保に関する緊急点検等も実施されている。問題が発生した場合には職員個人ではなく組織で対応するようにしている。また、日頃から子どもへの聞き取りを実施して暴力やいじめの防止に取り組んでいる。各種マニュアルも整備されている。しかし、職員の配置や勤務形態についての改善についても今後検討が望まれる。

1-(10)-③ 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めている。

保護者等からの強引な引き取りを想定したマニュアルが作成され、職員会議等で周知を図っている。また、警察にも協力を依頼している。施設内の3か所に監視カメラを設置し子どもの安全が確保されている。職員間においても不審者に対しての暗号などの取り決めも行っている。祖父との面会について話し合いにより納得をもらったケースが紹介された。

1-(11)-① 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。心理担当業務手順書・心理担当業務の流れ・心理担当標準業務マニュアル心理検査実施要綱・心理療法実施要綱が策定され、心理療法が必要な子どもに対して、心理療法担当職員を配置して心理療法を実施している。また、他の職員に対しても研修が行われている。しかし、心理療法士に対するスーパービジョンは必要に応じて外部の心理の専門家から直接的支援を受ける体制は整っていない。個々の子どもの心理的な課題に沿った心理プログラムの導入も望まれる。

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	a
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

1-(12)-① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っている。家庭支援専門員が中心となり、里親宅をはじめとして家族との面接等を行っている。退所に向けてのマニュアルやアフターケア計画書に添って、措置変更等については児相等と十分協議をしながら進めている。また、卒園児との野球大会も実施され、交流も続けられている。里親から、児童自立支援施設そして9年ぶりに再入所することとなったケースも説明された。卒園生の訪問に関する記録も整っているが、職員から積極的にというところに課題が残ることが説明されたが十分に継続性に対して配慮されているといえる。

1-(12)-② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。家庭引き取りに当たっては児童相談所と十分に協議し適切な退所時期を検討しており、退所に向けてのマニュアルに沿って退所の準備をしている。また、アフターケア計画書を作成して退所後のフォローも行われている。をしている。退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、退所後の相談を受けることを本人、保護者に書面により伝えている。しかし子どもや保護者の状況の把握に努め、退所後の記録は始まったばかりであり、今後家族や里親に対しても施設が目指す包括的な支援が継続して行われることに期待したい。

1-(12)-③ 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。児童相談所との定期的な協議は行われているが、措置継続や措置延長に特化したものではない。また、一関市以外の自相との協議は定期的には行われていない。今年度からアフターケアプランを作成し対応しているが、積極的とは言えない。また、過去には措置継続を行ったケースがあるが現在はケースはない。しかし、ケースに応じて対応できる仕組みは構築されているといえる。

1-(12)-④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。卒園生・退園生の記録があり、退所後も連絡先や担当について説明を行っている。園だよりやクリスマスカードを送るなど退所者との関係を切らさないように努めている。就職先との連携もとられており、状況把握が行われている。卒園生のためのアフターケアホームやヨゼフホームを備えており、施設を訪問したときには泊まることもできるようにしている。また、卒園生 v s 在園生・職員の恒例の野球大会が継続して行われている。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結果
①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
(2) 家族に対する支援		
①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

2-(1)-① 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。一関児童相談所との定期的なケースの協議が行われている。しかし、他の地域の児童相談所との連携は十分とは言えないが、家庭支援専門相談員を専門職として配置し、業務計画を作成し、家庭訪問や親との面接を実施している。また、面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子については、注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めていることがケース記録から確認できる。子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。家族が親子棟で過ごす時間を設けたこと、一時帰省に向け、慣らしで親子の時間を作ったケース等が説明された。家族への支援の考え方は養育指針に包括的な支援として記載され、職員は周知している。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。面会、外出、一時帰宅のマニュアルが策定されており、積極的に面会や外泊を行なっている。面会、一時帰宅の際には担当者が事前に必ず面談し子どもの様子や保護者等の要望を聞く機会を設けている。親子訓練棟ヨゼフホームを利用して家族が宿泊するケースも説明された。また一時帰省の時には職員が送迎するなど家族にも無理のないようにしている。被虐待児など配慮の必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、見極めを行い慎重に対応している。

2-(2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。「親子関係の再構築」への取組に当たっては、自立支援会議、家庭訪問やケース会議などで関係者の合意を図っている。対象の子どもケースには「親子宿泊」や「一時帰省」などを実施している。「親子宿泊」の実施の際は、掃除・洗濯・食事作りなどの支援を行うこととしているが、今年度利用のケースにおいては、食事を提供し寝具の準備をするなどを支援した。今後ケースに応じて対応していくこととしている。

3 自立支援計画、記録

		第三者 評価結果
(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		
①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
①	子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

3-(1)-① 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。児童自立支援計画策定マニュアルにより、4月と10月に全職員の参画で自立支援会議を開催し、自立支援計画票の内容について合議されている。アセスメントは、岩手県児童養護施設協議会の作成試行中のシートを活用しているが、自立支援計画票との連動性を読み取ることが出来ない。また、自立支援会議で検討された内容が個別のケース記録に反映されていない。年齢に配慮したアセスメントの時期や内容など、アセスメントの施設での考え方な定義を整理し、アセスメントの手順を再検討することが望まれる。

3-(1)-② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。児童自立支援計画策定マニュアルにより、4月と10月に全職員の参画で自立支援会議を開催し、自立支援計画票の内容について合議されている。協議にあたっては、心理療法士、家庭支援専門相談員、看護師等の専門職の意見を反映させている。策定はケース担当職員が行い、責任者は基幹的職員（主任児童指導員）としている。策定した自立支援計画票は、児童相談所に提出されている。自立支援計画の支援上の課題とアセスメントの連動性を読み取ることが出来ない。また、自立支援会議で検討された内容が個別のケース記録に反映される仕組みになっていない。アセスメントと自立支援計画の位置づけ整理することが望まれる。

3-(1)-③ 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。自立支援計画の見直しは、児童自立支援計画策定マニュアルにより、4月と10月に全職員の参画で自立支援会議を開催し、合議のもとに行われている。緊急に変更する場合は職員会議で検討している。自立支援会議で検討された内容が個別のケース記録に反映される仕組みになっていない。さらに、自立支援計画票の評価（内容・期日）の欄が活用されず、PDCAサイクルとしての展開を確認することができない。自立支援計画策定マニュアルの再確認が望まれる。

3-(2)-① 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。養育・支援の実施状況の記録は、パソコンによりシステムで管理されている。記録の種類は、アセスメントシート・月間行動記録・育成日誌・月間支援総括・自立支援計画票が整備されている。育成日誌には、日々の子どもの行動が「生活」「健康」「情緒」等のカテゴリーで記載され、月間支援総括において自立支援計画の月毎の取り組みがまとめられている。パソコンのシステムで効率的に養育・支援の記録が実施されているが、施設として記録種別・様式を規定化することや個別のケース記録に盛り込む内容を再整理し検討することが望まれる。

3-(2)-② 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。利用者に関する記録の保存・保管・廃棄に関するマニュアルに沿って実施されている。情報公開規程、個人情報管理規程を定めて職員に周知している。個人情報の取り扱いについて、入所時に個人情報の承諾について確認を行っている。利用者の個人情報について確認し、職員に周知しているが、セキュリティの観点から、USB等でデータを取り出す仕組みになっていることから、パソコンでの管理・取り扱いについて、詳細な規定やルールを設けることが望まれる。

3-(2)-③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。職員間での情報の共有は、毎朝各部の職員による朝会を開催している。子どもの状況や行事、伝達事項が報告され、その内容は朝会日誌で確認することができる。また事務所の掲示板にその日の予定などを書き込み周知するようにしている。毎週水曜日を会議や委員会の日にあて情報の共有を行なっている。パソコンによるネットワークシステムで、各ユニットの育成日誌等を閲覧することが出来る仕組みで、情報の共有化が図られている。ユニットの引継では、連絡ノートを活用し子どもへの細かな配慮や対応が共有されている。パソコンのネットワークシステムは、パスワードで管理され殆どの職員が閲覧し入力できる状況になっている。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>4-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。子どもを尊重した姿勢は、社会福祉法人一関藤の園基本理念、一関藤の園基本理念、養護方針に明示されている。さらに、本年度から「養育指針」を作成し、施設での養育のあり方の基本、生活の中の養育・支援の実際、権利擁護と養育基準、標準的な業務マニュアルが示されている。園内研修を通して、年2回の割合で権利擁護の視点で研修を行っている。今年度から、暴力等に関する職員アンケートの取り組みを行っている。</p> <p>4-(1)-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。職員が共通理解し、養育・支援における実践は、毎朝の朝会を基本に取り組みされている。毎月のホーム会議、定期的な自立支援会議やケース会議を通して子どもの最善の利益になっているか検証している。新任職員をはじめ、職員の日々のスーパービジョンは、主任や基幹的職員、副園長が適宜スーパービジョンを実施している。</p> <p>4-(1)-③ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。施設の基本的な考え方として、子どもの要望に沿って、可能な限り家族の状況等を伝えるようにしている。伝える際には、職員会議で確認し児童相談所と協議しながら慎重に対応している。訪問調査において、中学3年女児の事例について具体的な取り組みが行われている説明を受けた。</p> <p>4-(1)-④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。プライバシー保護に関するマニュアルが整備されている。また、施設サービス説明書、入園のしおりにプライバシーの事項が示されている。プライバシー保護に関するマニュアルは、平成26年4月18日に見直しが行われているが、ユニット化に伴った施設・設備面での点検や年齢及び学年に配慮したプライバシーの内容について、再整理することが望まれる。また、私物等や携帯電話の通信内容の施設での確認については、「その他」の事項から、「プライバシーの制限」等の項目建てを設けて、子どもにわかりやすい示し方の工夫が望まれる。</p> <p>4-(1)-⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由は保障されている。施設は、キリスト教を施設運営の基本としている。食事の際のお祈り、月1回の日曜日の礼拝を行っている。子どもや保護者に強要はしていない。子どもや保護者からの思想や信仰の要望については、具体的な例を通して、保護者からの特定の信仰を行うことの希望があり、他の児童へ影響を及ぼさないことを条件に、信教の自由を保障していることの説明を受ける。</p> <p>4-(2)-① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。年2回、利用者アンケートを実施し子どもの意向の把握を行っている。保護者会は設置されていないが、年に一度の運動会で保護者の声を聴くようにしていることが説明された。子どもへの個別の面談での聴取は、安全委員会の聞き取りやユニットの日常生活で行っていることが説明された。調査の担当者が明示され、結果が検討されている。利用者アンケートの問いの内容が、第三者評価の利用者調査の内容とほぼ同じとなっている。子どもの意向や満足把握することをねらい、入浴や衣類、睡眠、オヤツ、余暇等の日々の生活に沿ったアンケートの問いの工夫が望まれる。また、本評価の主旨に則った個別面談の設定も望まれる。</p> <p>4-(2)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。子どもが自分たちの生活における問題や課題について、主体的に検討する場合は、ホーム会議等で児童と話し合う機会を設けている。施設全体のことについては、中高生による自治会で生活の改善に向けた話し合いを設けている。</p>	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明	

	① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
(5)	子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
	① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
	② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
	③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	a
(6)	被措置児童等虐待対応	
	① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7)	他者の尊重	
	① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

- 4-(3)-① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。施設の情報は、写真や図を配置した施設の要覧(パンフレット)、入所のしおり、施設サービス説明書を作成し、わかりやすい内容で行われている。平成26年4月にホームページはリニューアルされている。見学、体験入所、一日利用等の取り組みでは、乳児院からの受入に当たり、体験入所を数回行ったことが説明された。
- 4-(3)-② 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。入所に際しては、入所児童受入れマニュアル(一般ケース)を作成し、マニュアルに基づいて受入れを行なっている。また、入所児童受入れチェックリストを作成し、入所時の留意点や健康面などを確認できる仕組みがあり、取り組まれている。養育支援の内容や施設の約束ごと等は、入所のしおり、施設サービス説明書を作成し、Q&A形式でわかりやすい内容となっている。
- 4-(3)-③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。児童の入所は、入所児童受入れマニュアルに沿って、児童相談所と入所の経緯や入所児の情報を得て行われている。また、入所児童受入れチェックリストを作成し、入所時の留意点や健康面などを確認できる仕組みがあり、取り組まれている。事前の施設見学や面談を実施し、施設での生活等について説明を行い不安を軽減できるようにしている。また、できる限り以前に使っていたものや愛着があるものを持参する取り組みを行っている。
- 4-(4)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。職員会議等で権利侵害の事例等について理解を深めている。また子どもたちには権利ノートを使い読み聞かせ等を行なっている。特に他者への暴力やいじめ等については厳しく話し、一人ひとりがかけがえない存在であることを話している。CAPによる職員と子どもへのワークショップを実施するなど権利について正しく理解できるようにしている。
- 4-(5)-① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。意見や相談を受け付ける仕組みは、入所のしおりや権利ノート、「要望や苦情について」、相談機関の一覧を掲示したり配布するなどで行われている。これらとは別途に、子どもが日々の生活の中で、担当者以外に相談できる人物、施設の職員以外に相談できる人物や機関、日時をわかりやすく示した文書を作成し、配布することが求められる。また、当施設での意見、要望、苦情の概念を整理し、評価項目や社会福祉法に沿った仕組みを整備することが望まれる。
- 4-(5)-② 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。「一関藤の園要望等解決処理規定」として、苦情の解決に当たっているが、当施設での意見、要望、苦情の概念を整理し、評価項目や社会福祉法に沿った規定や仕組みを検討することが必要とされる。さらに、要望等の公表は、年に一度の事業報告書で公表する内容になっているが、苦情解決の趣旨に沿った公表の取り扱いを整理、検討することが求められる。
- 4-(5)-③ 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。「利用者からの意見等に対する対応マニュアル」を作成し、対応されている。マニュアルには、担当者レベル、ホームレベル、施設レベルでの対応の目安が明示され、迅速の取り扱いをs目している。パソコンのネットワークシステムで管理されたユニット日誌において、子どもたちの日々の要望等を記録し、要望の分類毎にデータ管理し、職員で共有し対応できる仕組みが整備され取り組まれている。
- 4-(6)-① 体罰等を行わないよう徹底している。就業規則等に体罰等の禁止を明記している。職員一人一人に一歳の児童虐待の行為を行わない誓約書を取り交わしている。昨年度から、法人の「従業員懲戒審査委員会規定」を作成し、懲戒処分にかかる判断を明示している。体罰の具体的な例は、他施設の報告のあった事案を通して示している。体罰を伴わない援助技術の習得の取り組みは、タイムアルト、セラピューテックホールド、コンセンサスペアレンティン(CSP)について職員研修を実施している。体罰等の禁止を職員に徹底するため、毎朝開催されている朝会において、体罰等の点検を行う仕組みの工夫も期待される。
- 4-(6)-② 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。不適切なかかわりについては、他施設の具体的な例の他に自施設での例を収集し、徹底する取り組みが望まれる。児童間のいじめや暴力等については、安全委員会に

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

5-① 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。緊急時（事故や感染症の発生など）を想定し、担当者や担当部署を明記した事故発生時対応マニュアル、防災マニュアル、感染症対応マニュアル、不審者対応マニュアル等が整備されている。また、施設長をリーダーとした防災委員会や感染症対策委員会を毎月開催し、防災や子どもの安全対策の充実を図っている。なお、7月には子どもを犯罪や事故から守るためのワークショップ（cap岩手）を6回実施し、施設外における安全確保の充実を図った。

5-② 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。本施設は東日本大震災を教訓とした全面改築によって震災に強い建物構造になったほか、ライフラインが寸断しても入所児童の生活に支障を来たさないよう、自家発電設備や給湯設備を完備している。食料や備品類についても3日分は確保している。また、施設の自衛消防組織による毎月の防災訓練や、消防署と連携した防災訓練も実施している。なお、今年度は民区の自主防災訓練に参加したが、地域との連携による夜間の防災訓練の実施は行っていない。さらに、災害時における子どもの安否確認の方法についても定めていないことから、早急な整備が求められる。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。施設の危険箇所や遊具については、遊具・危険箇所点検チェック表に基づいて毎月点検しているほか、刃物や薬品等の危険物については一ヶ所で施錠管理している。また、事故報告やヒヤリハット報告を受け、毎月の防災委員会や職員会議で対応策を検討し、職員への周知徹底を図っている。ただし、3階の窓から子どもが転落しそうになったとの重大案件が発生したにも関わらず、未だに実効的な対策がとられていないことから、ヒヤリハットに係る要因分析の強化を含めたリスクマネジメントの充実が求められる。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携		第三者 評価結果
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流		
①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a
(3) 地域支援		
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

6-(1)-① 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。本施設との関係が深い各種機関や団体等のネットワーク表を作成し、それぞれの役割や年間行事予定及び住所や電話番号一覧表を作成し、職員間での共有化を図っている。また、地域の小・中学校や子ども会などの支援団体との協力関係を施設運営の柱に据え、定期的な連絡協議会や共催行事（園遊会や運動会など）を開催し、各種情報の共有化と連携の強化に努めている。

6-(1)-② 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。児童相談所や地域の小・中学校との間で定期的な連絡協議会を開催するとともに、職員が地域の要保護児童対策地域協議会委員や小学校の評議員及びスポーツ少年団の副団長を担うなど、地域に密着しながらネットワーク作りに努めている。今年度から要保護児童対策地域協議会の実務者会議にも参加し、実効性のある取り組みを行っている。また、福祉、行政、学校、医療機関等関係者を交えたケア会議を適宜開催し、養育・支援の充実に努めている。

6-(1)-③ 幼稚園・小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。地域の幼稚園との交流を通じ、入所前の学習支援体制の充実に努めているほか、地域の小・中学校と定期的な連絡協議会や情報交換会を開催し、子供の状況把握や支援の充実に努めている。また、地域の小・中学校の副校長を施設の安全委員会メンバーに取り込み、子どもの生活状況について情報交換しながら緊密な連携を図るなど、協働で子どもを育てる環境づくりに努めている。さらに、高校生については就職や進学等の進路指導を通して緊密に連携しているほか、特別支援学校生についても連絡帳や電話等で連絡を取り合いながら支援している。

6-(2)-① 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。本施設では「地域との関わりに関する基本方針」を制定し、地域活動（地区子ども会やスポーツ少年団など）に積極的に参加するとともに、法人や施設の運営を支える関係団体や個人等を施設行事（園遊会や運動会など）に招待し、緊密な連携作りに努めている。また、見学者やボランティアも積極的に受入れている。ただし、子どもの友人の受入れ方針がないことから、気兼ねなく訪問できる環境づくりや受入れ対応マニュアルの整備が求められる。

6-(2)-② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。施設の体育館や地域交流ホールを積極的に地域開放し、施設理解とコミュニケーション作りに努めている。また、ホームページのリニューアルや広報誌の地域配布等を通して施設理解の促進に努めている。ただし、地域には子育てサロンが開設されていない状況等もあることから、家庭児童相談室の開設や子育てサークルの運営及び、育児に関する講演会（研修会）の開催などによって、子育て支援の充実に努めることが求められる。

6-(2)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。施設として「ボランティアの受入に関するマニュアル」を整備し、受入れに当たっての基本姿勢を明示しながら積極的な受入れを図っている。なお、受入れに当たって金銭トラブルや事故を防ぐため、留意事項による事前説明の中で金品管理や個人情報保護について充分配慮するよう指導している。また、新たな取組みとして、5人のシスターに中・高校生を対象とした英会話のボランティア（毎週金曜日）をお願いしている。

6-(3)-① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。本施設の職員が要保護児童対策地域協議会や小学校の評議員を担っているほか、行政機関（一関児童相談所）と施設との間で連絡協議会を開催し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、近年、ショートステイやトワイライトステイのニーズが多くなっていることから、社会的養護を果たすべく責任に鑑み積極的に受け入れている。ただし、地域の福祉ニーズを把握しやすい立場にある民生児童委員との交流や子育て相談窓口の開設など、情報収集のためのより主体的な取り組みが求められる。

6-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。本施設では要保護児童を対象としたショートステイや地域での子育て支援を目的としたトワイライトステイ等の短期子育て支援事業を積極的に実施している。特にショートステイについては、平成24年度496日、平成25年度471日と多くの児童を受入れている。また、地元短期大学保育科への講師派遣や専門里親研修の受入れ及び、里親との意見交換会など

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。施設が目指す養育・支援を実施するため、基本方針や中・長期計画及び、養護方針の中に組織が職員に求める基本姿勢を明示している。また、「施設が求める人材像」や「職員に望むこと」(平成26年4月1日作成)を具体的に明示して意識付けを図っている点が評価できる。さらに、人材育成教育研修計画に施設が職員に求める専門性や資格要件等を明示するとともに、職員会議等で取得を奨励している。</p> <p>7-② 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。人材育成教育研修計画を策定し、経験年数あるいは職階ごとに必要な外部研修に職員を派遣している。また、新任職員については「新任職員事前研修実施要領」に基づいて7日間の事前研修を実施し、円滑に不安なく業務を遂行できるようにしている。さらに、職員の要望を取り入れて発達障がい、性教育等の研修に職員を参加させている。加えて資格取得等助成金交付規程を定め専門資格の取得を推進するなど職員教育に力を入れているほか、外部研修参加履歴及び外部研修及び園内研修予定表が作成されている。ただし、一人ひとりの援助技術や職階等に基づいた個別の教育・研修計画は作成されていないので、研修予定表に基づいた整備をする必要がある。</p> <p>7-③ 研修成果の評価が定期的に行われていない。外部研修を受講した職員は「出張報告書」を提出するとともに、職員会議等で報告している。また、出張報告書には研修成果として施設で活かしたいことなどを記述することになっている。ただし職員個々の教育研修計画が策定されていないことから、職員一人ひとりに対する育成的な関わりや継続的な研修支援体制を整備することが、今後の課題といえる。</p> <p>7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人ひとりの援助技術の向上を積極的に支援している。スーパービジョンは、基幹的職員研修を受講した職員と副園長、園長が階層的に行っている。園長は面談を実施し職員が一人で問題を抱え込まないよう助言指導している。園内研修においては、子どもの権利擁護等をテーマに少人数グループでの討議を行い、一人ひとりの職員が援助技術について問題意識を共有し、意見を出しやすいように取り組んでいる。管理的な助言は、毎日の朝会において実施している。</p>	

8 施設の運営

	第三者 評価結果
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>8-(1)-① 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。法人・施設の運営理念については平成19年度に策定され、社会的養護の方向性や考え方も明記されているが、平成26年4月により児童養護運営指針や社会的養護の使命を反映したものにするため全面的な見直しを図り、法人理事会の承認も得ている。また、職員の行動指針を明確にするとともに、キリスト教の教えとの整合性を持たせながら施設の特徴的な考え方も明記している。</p> <p>8-(1)-② 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。施設の基本理念には「子どもたちの最善の利益の実現を目指す」と明記されていたが、今年度から養護方針として社会的養護原理の5項目を付加した。また、養護目標を「自己実現のために個性や可能性を最大限に発揮して未来を切り開く子どもを目指す」とし、今まで掲げていた「ありがとうと言える子どもの育成」や「ごめんなさいと言える子どもの育成」に「お願いしますと言える子どもの育成」を加え、自分をさらけ出すことで良好な人間関係を築くことのできる子どもの育成を目指していることが評価できる。</p> <p>8-(1)-③ 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。法人・施設の運営理念や基本方針及び養育指針については、全職員に配布し職員会議で説明するとともに、朝会時や職員会議の前にも全職員で暗唱することで意識付けを図っている。また、職員との面談時に周知状況を確認しているほか、司祭の講話の時間を定期的に設けて理解を促している。</p> <p>8-(1)-④ 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。法人・施設の運営理念や基本方針について、保護者には広報誌やホームページを通して理解を促しているほか、入所時にも職員の基本姿勢を含めて説明している。また封筒や入所のしおり等にも記載するとともに施設内にも掲示している。ただし、子どもに対しては中学生以上で構成する自治会や各ユニットにおいて口頭で説明しているだけなので、子供向けの分かりやすい資料を作成して説明するとともに、周知状況を定期的に確認する仕組み作りを期待する。</p> <p>8-(2)-① 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定している。居室のユニット化に伴って子どもの養育環境が向上したことを受け、改築前に策定した第2次中・長期事業計画(平成24年度～28年度)の見直しを行った。その内容は、①施設機能の強化、②養育の質の向上、③人材確保と人材育成を重点的に取り組む内容となっている。また、本年9月に「家庭的養護推進計画」を策定し県に提出済みである。12月には施設と県との間で計画の整合性を図ることとしている。なお、本計画の重点課題である施設の小規模化については次年度以降の取組みであったが、既に従来の6ユニットを小規模グループホームに転換し承認されている。4月に遡っての承認のため、大幅な運営費を確保できたことが評価できる。</p> <p>8-(2)-② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。平成26年度事業計画については、中・長期事業計画を踏まえるとともに、大目標を「安全感、安心感、安定感のある施設作り」とし、ユニットでの養育体制の整備等を柱とした計画となっている。なお、事業計画の策定に当たっては前年度の実施状況の反省や評価を踏まえるとともに、各委員会がPDCAサイクルでチェックしている業務管理シートによる自己評価に基づいて策定されている。</p> <p>8-(2)-③ 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。事業計画の策定や見直しについては、作成時期や評価・見直し時期等のタイムスケジュール等を定めた事業計画策定マニュアルに沿って行われている。今年度は新たに職員アンケートを実施するなど、全職員参画の基で策定している。なお、今年度の事業計画の評価・見直しについても週一回ペースで主任会議を開催し、各項目ごとに評価したものを職員会議に諮って意見集約していく仕組みで行っている。</p> <p>8-(2)-④ 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。事業計画については、年度初めの職員会議で全職員に配布し説明している。また、玄関ホールに備えて誰でも閲覧できるようにしているほか、ホームページや広報誌等にも掲載して周知を図っている。ただし、事業計画の評価や見直しが年1回のみであることから、進捗状況を適宜検証するといった継続的な取組みになっているとは言い難い。少なくとも中間期の評価・見直しを行うとともに、様式についても計画、評価・見直し、再実施などPDCAの経過が分かりやすいものにする等の工夫を期待する。</p> <p>8-(2)-⑤ 事業計画を子ども等に配布していない。保護者に対しては広報誌やホームページに事業計画を掲載するとともに、玄関ホールで閲覧できるようにして周知を図っている。ただし、子どもに対しては口頭で説明しているのみであることから、</p>	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a

(4) 経営状況の把握		
①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
③	外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>8-(3)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。年度当初の職員会議において、施設長自らの責任や施設の使命等について表明している。また、毎月の職員会議では「園長所感」に基づいて自らの考えを表明している。なお、施設長が平成26年5月12日から体調不良で不在になっているが、副園長が施設運営の責任者となって施設運営に当たるとともに、「園長所感」も継続している。さらに、園長は岩養協幹事を担っているほか、各種研修会にも積極的に参加するなどして自己研鑽に努めている。</p> <p>8-(3)-② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。施設長は各種研修会に積極的に参加し、復命報告会等を行って職員に内容をフィードバックするとともに、虐待防止やプライバシー保護等に関する研修を施設の研修計画に組みタイムリーに実施している。また、環境保護や光熱水費等のコスト管理にもリーダーシップを発揮している。さらに、施設運営に関係する条約や法令等をリストアップし職員に周知している。ただし、職員による法令等遵守状況の検証がなされていないことから、定期的なコンプライアンスチェック等の取組を期待する。</p> <p>8-(3)-③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。施設長（不在時は副園長）は定期的に主任会議を開催し、養育・支援や施設運営全般について助言指導しながらリーダーシップを発揮している。また、職員アンケートや年2回の職員面接を実施し、提供する養育・支援の質について評価・分析しながら質の向上に努めるとともに、職員からの意見や要望等も把握しながら施設運営に当たっている。</p> <p>8-(3)-④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。施設長は、県内の児童養護施設の決算書の数値をもとに人件費比率やエネルギー効率など、施設の特性や課題の把握に努めるとともに、できるだけ勤務時間内に業務を終えるための効率化や改善等について主任会議で検討し、職員会議等で周知している。また、今年度から幼児の多いユニット、プレイルームに各1名の職員と宿直専門員2名を新たに採用し、養育の質の確保と職員の負担の軽減も図っている。</p> <p>8-(4)-① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。施設長は平成26年4月から県の家庭的養護推進検討会実務者会議に参画するとともに、両磐地域子育て支援推進協議会にも参加し、地元の児童福祉ニーズ動向の特徴や変化、さらには、施設運営を取り巻く環境の把握等の中・長期計画や事業計画に反映させている。また、投薬児童が増え病気への初期対応や通院対応及び薬管理等が課題となっていることから、今年度新たに看護師を採用し、子どもの健康管理の充実と職員の負担軽減を図ったことが評価される。</p> <p>8-(4)-② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。施設長は、県内児童養護施設の財務指標や事務費の動向及び入所児童の数の推移や入所率等を分析するとともに、職員アンケートから抽出した課題等の中・長期経営計画や事業計画に反映させながら改善に取り組んでいる。また、全職員が分担する形で自己評価した第三者評価の様々な課題について、職員が共通認識を持って改善に取り組み、施設運営に反映させている点が評価できる。</p> <p>8-(4)-③ 外部監査を実施していない。</p>		

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ		
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

8-(5)-① 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。人事管理計画（平成25年度～29年度）はあるが、現状では心理療養担当職員のみが専任で、基幹的職員や家庭支援専門相談員、個別対応職員は兼務になっている。また、里親支援相談員についても当面（少なくとも平成27年度まで）は確保する予定はないとのこと。施設が目標とする養育・支援の質を向上させるためにも、早い時期での専任職員の確保が求められる。反面今年度新たに看護師の配置や宿直専門員の増員等を図ったことは評価できる。

8-(5)-② 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。平成22年度に作成された人事考課規程と人事考課表に基づき、一般職員と指導的職員に分けて年1回（9月）人事考課が実施されている。人事考課結果については翌1月に職員にフィードバックされる仕組みとなっている。ただし、職階ごとの職務基準や考課基準が明確になっていないことから、客観的な基準の作成に取り組むことを期待する。併せて、人事考課結果に基づいた昇格や給与等への反映についても検討されたい。

8-(5)-③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。副園長を衛生推進者に専任し、労働時間のチェックや有給休暇の消化率などの把握に努めている。また、職員面談を実施して職員の勤務状況や健康状態等の把握にも努めている。ただし、気兼ねなく有給休暇を取得できる状況とは考えにくいことから、職員増や専任職員の確保等によって就労状況の改善が図られることを期待する。

8-(5)-④ 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。福利厚生センターへの加入、親交会、慶弔規程をもとに職員の福利厚生の充実に努めている。また、定期的な健康診断とともに一関地域産業保健センターへも健康相談できることを周知しているほか、職員の健康等に関する相談は今年度新たに確保した看護師に相談できる体制になっている。さらに、今年度から職員のインフルエンザ予防接種の助成を行っている。一方、臨時職員に対する福利厚生が薄い点や健康やメンタル等に関する相談が窓口の紹介だけにとどまっている。また、県社協共済制度の活用等も検討されていないことから、より充実した対応を期待する。

8-(6)-① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備しているが、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組には至っていない。施設実習受入れ方針を定め、ホームページにも掲載しながら実習生を積極的に受入れている。平成26年度は50名程の保育等の実習生を受け入れる予定になっているほか、実習生が宿泊できる施設を提供している。また、園長や専門職員をはじめ多くの職員が実習生と関わりながら講話や振り返り等を行い、充実した実習になるように努めている。実習プログラムは配属先のユニット主任が作成する仕組みだが、実習指導者、担当者に対する研修は未実施となっている。なお、社会福祉士実習指導者研修に職員を派遣したことにより、来年度から社会福祉士の資格取得に関する実習受け入れも可能となったが、現時点では実習生を受け入れていない。

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

8-(7)-① 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。業務形態別の標準的業務マニュアル（業務手順書）を作成し、各職員が一日の業務の流れや留意点を把握しながら一定水準の養育が確保できるようにしている。また、業務手順の内容等を変更する場合は主任会議や職員会議で検討し、全職員に周知徹底するようにしている。なお、標準方法に基づいて養育が実施されているかの検証は、ユニット会議の中で行われている。

8-(7)-② 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。標準的な実施方法の検証や見直しについては、「標準業務マニュアルの見直しマニュアル」に基づいて年1回（原則11月）に行うこととしている。また、標準マニュアルの見直しについては主任会議や自治会役員（児童代表）で検討し、職員会議で承認を得る仕組みとしている。子どもの意見への対応は、起床時間や声掛け方法の要望を受け止め日課に反映させた事例などがある。一方、多くのマニュアルは26年度に検証・見直しがなされているが、見直し後の情報共有や周知、新任職員への教育など、見直し後の取り組みに課題を残している。

8-(8)-① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。本施設における第三者評価の取り組みとしては、第三者評価の評価領域や項目の担当者を決めるとともに、第三者評価タイムスケジュールに沿ってサービス評価検討会議を開催し、自己評価や改善活動に取り組んでいる。また、検討会は小グループによるものと全体会として行うものがあり、延べ9時間ほどを要して行っているが、それぞれ柔軟に意見を出し合えるように配慮しながら行っている。ちなみに本施設における第三者評価の受審は平成19年度から断続的に取組み今回で5回目であることから、施設運営の質の向上を目指す積極的な姿勢が評価できる。

8-(8)-② 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。正規職員25名によって全評価項目に係る評価の着眼点の達成状況を自己評価し、未達成項目の抽出を行うことで課題の共有化が図られている。また、前年度における第三者評価結果（評価者のコメント）に対する改善状況や課題等については、全体レベルとユニットレベルで優先順位をつけながら検討し、PDCAの管理サイクルに基づいて改善活動に取り組んでいる。なお、改善に向けた取り組み状況を詳しい資料にまとめるなど、可視化しながら取り組んでいることが評価できる。